

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度の手引き

※ これまで、「神奈川県地域枠」の医師・学生の皆さんは、卒業後、県内の医療機関で勤務することが義務付けられていますが、具体的な就業は、業務に従事しながら、皆さん自身で選択し、調整する仕組みとなっていました。

このような中、医師法の改正（平成30年7月25日付）等に伴い、地域での勤務が義務付けられている期間（義務年限）中の勤務先の選択方法を見直し、よりスムーズに勤務先の医療機関を選択できるよう、県において「キャリア形成プログラム」を令和元年7月に策定したところです。

この冊子は、神奈川県における医学部地域枠制度、キャリア形成プログラムについてお知らせしていますので、熟読していただくとともに、ご不明な点等があれば神奈川県地域医療支援センター事務局（神奈川県医療課／連絡先は次頁参照）までお問合せください。

※ 義務年限が修了するまで、紛失しないよう大切に保管してください。

修学生番号	
修学生氏名	



2023年7月

神奈川県地域医療支援センター

（神奈川県 健康医療局 保健医療部 医療課）

目 次

1. 神奈川県医学部地域枠制度のあらまし	1
神奈川県医学部地域枠制度について	1
神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度について	1
制度の概要	1
(1) 定義等	1
(2) 貸付額	2
(3) 貸付期間及び貸付方法	2
(4) 貸付けの休止・廃止	2
(5) 返還債務の免除	3
(6) 返還について	3
(7) 届出の義務	4
～大学合格後から修学資金返還免除までの手続き～	5
～返還する必要が生じた場合の手続き～	5
～その他の手続き～	6
2. 修学資金の貸付手続きに必要な提出書類（一覧）	7
在学中	7
卒業後	8
返還する必要が生じた場合	10
3. 医療法改正及びそれに伴うキャリア形成プログラムの選択等について	11
(1) 経緯	11
(2) 神奈川県のキャリア形成プログラムについて	11
(3) キャリア形成プログラムの概要	11
(4) キャリア形成プログラム参加のメリット	12
(5) プログラムへの参加について	12
(6) 法改正等通知以外の国の動きについて	12
(7) キャリア形成プログラム（旧制度）	13

4. よくあるご質問	14
------------	----

<参考>

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例	17
神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則	22
各種様式	25
神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例、同施行規則における取扱要領	39

【問合せ先】

神奈川県地域医療支援センター事務局

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

(神奈川県医療課人材確保グループ内)

電話：045-210-4877 (直通) FAX：045-210-8858

e-mail：ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f535143/>

【大学在学中の書類提出先】

各大学の修学資金担当課あてに提出してください。

1. 神奈川県医学部地域枠制度のあらまし

神奈川県医学部地域枠制度について

この制度は、神奈川県と、厚生労働省（文部科学省）と調整のうえ、医学部の定員に「地域枠」として増員する制度であり、大学医学部において、卒業後に一定期間、神奈川県内で医師として就業する意思を有する学生を選抜しています。そのため、地域枠医師は将来、神奈川県の地域医療へ大きな役割が期待されています。

具体的には、県内4大学（横浜市立大学、聖マリアンナ医科大学、北里大学、東海大学）医学部の定員の増員を行っており、県が作成し、自身が選択したキャリア形成プログラムに従って、大学卒業後臨床研修2年間を含む9年間、産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、脳神経外科、総合診療科の医師不足診療科で地域医療に従事していただく制度となっています。（令和元年7月条例改正）

※ 平成31年度以前の入学者が選択できる診療科は、キャリア形成プログラムを選択しない場合は従前のとおり（横浜市立大学：産科、小児科、麻酔科、外科）、（聖マリアンナ医科大学、北里大学、東海大学：産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科）のままですが、令和元年7月の条例改正の経過措置として、大学6年次（平成31年4月までに臨床研修を開始した者については令和2年3月末まで）にキャリア形成プログラムを選択する場合には、産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、脳神経外科、総合診療科を選択することができるようになりました。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度について

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度は、将来、神奈川県内の医療機関において、地域医療を担う医師としての業務に従事する意思がある県内4大学に入学した学生が対象です。その学生の修学を支援するために、県が修学資金を貸付け、神奈川県の地域医療を担う有能な人材の育成と確保を図り、地域医療提供体制を確保しようとする制度です。

そのため、貸付けを受けた学生の方が、大学卒業後、直ちに神奈川県内において臨床研修を受け、その後引き続いて9年間を県が指定する県内医療機関の指定診療科で勤務した場合は、修学資金の返還が免除されます。

制度の概要

(1) 定義等 [条例第2条、第10条]

- 地域医療関連診療科 産科（産科の診療を行う産婦人科を含む）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、脳神経外科、総合診療科※

※ 平成31年4月以前入学者について、大学6年時（平成31年4月時点で臨床研修を開始した者は令和2年3月末まで）にキャリア形成プログラムを選択した場合のみ総合診療科の選択が可能（経過措置）

- 修 学 生 神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受ける者(注)

(注) 平成30年度入学生から、神奈川県内出身者（神奈川県内の高等学校（中等教育学校を含む）出身者または神奈川県内に1年以上居住したことがある方）に限られます。

- 指定医療機関 臨床研修を修了した時に医師の業務に従事する医療機関として神奈川県知事が指定する病院又は診療所
※ 県内医療の状況、本人の意向を踏まえ、指定を行います。
- 指定診療科 臨床研修を修了するまでに、地域医療関連診療科の中から神奈川県知事が指定する診療科
※ 県内医療の状況、医師本人の希望、特性(能力、適性)、等を総合的に勘案して指定を行います。
- キャリア形成卒前支援プラン 地域医療を担う意思を有する修学生がその在学期間を通じ、地域の実情を知る機会を確保し、将来地域医療に従事する意識を向上させ、及び地域医療に携わる自らの職務の方針を定めることが出来るよう支援することを目的として県が定める計画
- 特定臨床研修 県内に所在する臨床研修病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修
- 特定期間 9年間(貸付期間6年間の2分の3に相当する期間)
- キャリア形成プログラム 地域医療に貢献しようとする強い意思を持つ医学生を対象に、地域における医師不足と地域偏在の解消、専門医の取得といった医師能力の開発・向上の両立を図るため、地域勤務の義務年限中におけるキャリア形成について診療科と就業先となる医療機関等をタイプ別に様々なコースを示したもの
- 特定医師業務 大学卒業後臨床研修を受け、臨床研修修了後、指定医療機関において指定診療科を担当する医師の業務
- 継続従事期間 特定臨床研修の期間(2年間)及び特定医師業務に継続して従事した期間
(令和元年7月条例改正における既に貸付けを受けた者に対する経過措置)
※ キャリア形成プログラムを選択しない場合は当初の条件のままであり、継続従事期間に県内における臨床研修期間の算入ができません。
※ 平成31年4月までに臨床研修を開始した者でかつ令和2年3月末までにキャリア形成プログラムを選択した場合に限り、県外であっても臨床研修期間の算入が可能。

(2) 貸付額 [条例第5条]

月額10万円(1年次から6年次 10万円×12月×6年=720万円)

(3) 貸付期間及び貸付方法 [条例第6条、規則第5条]

- 貸付期間は、入学した年の4月から大学を卒業する月までです。
- 修学資金は原則毎月貸付けます。
- 貸付方法は、修学生本人名義の口座への振込みとします。

(4) 貸付けの休止・廃止 [条例第7条、第8条]

◆ 貸付けが休止となる時 [条例第7条]

- 休学したとき
 - 停学の処分を受けたとき
 - 留年したとき
- } ※これらの事情が消滅した場合は、貸付けを再開します。

◆ 貸付けが廃止となる時 [条例第8条]

- 大学を退学したとき、又は退学させられたとき
- 修学生であることを辞退したとき
- 大学6年に次キャリア形成プログラムを選択しない場合（令和2年入学者より）
- 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき
- 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき
- その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
(死亡した時)

(5) 返還債務の免除 [条例第10条、第11条、規則第10条]

◆ 返還債務が免除となる時（当然免除） [条例第10条、規則第10条]

- 修学資金の貸付けを受けた方が、大学卒業後、神奈川県内で臨床研修(注)を受け、当該臨床研修が修了した後、キャリア形成プログラムに基づき特定医師業務に従事した場合において、当該継続従事期間が特定期間（9年間）に達したとき。

(注) 県内に所在する基幹型臨床研修病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修

※ なお、上記の場合において、災害、負傷、疾病、育児休業、その他やむを得ないと認める事由により特定医師業務に従事できなかったときは、引き続き当該特定医師業務に従事したものとみなしますが、継続従事期間には、特定医師業務に従事できなかった期間は算入しません。

◆ 場合により返還債務の全部又は一部が免除となる時（裁量免除） [条例第11条]

- 修学資金の貸付けを受けた方が、死亡、心身の故障その他特別の事情により修学資金等を返還する能力を失ったと認められるとき。

(6) 返還について [条例第9条、第13条、第14条、規則第9条、第13条]

◆ 返還が必要となる時 [条例第9条、規則第9条、第13条]

- 貸付けが廃止されたとき。
- 大学6年次にキャリア形成プログラムを選択しない場合（令和2年入学者より）
- 神奈川県内で臨床研修を受けなかったとき（令和2年度入学者より）
- 神奈川県内で臨床研修を受けた場合において、当該臨床研修を修了しなかったとき。
- 神奈川県内で臨床研修を修了した後、特定医師業務に従事しなかったとき。
- 継続従事期間が特定期間に達するまで、特定医師業務に従事しなかったとき。

【返還方法など】

- 返還の期間は、返還の必要が生じた日の翌日から1月以内とします。
- 返還の方法は、一括とします。

- 返還の額は、貸付けを受けた修学資金の全額と年10%の利息を合計した額となります。
- ※ 正当な理由がなくて修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞利息（年14.5%）を徴収させていただく場合があります。

6年間貸付総額：7,200,000円 → 返還総額：9,400,000円程度

（修学資金の振込み日により異なります。）

◆ **返還を猶予できる時** [条例第13条]

- 修学資金の貸付けを受けた方が被災、心身の故障その他特別の事情により修学資金等の返還が困難であると認められるとき。
- 留学、大学院、育児休業、災害時等の事由によるもので知事が認めた場合。

(7) **届出の義務** [規則第14条]

◆ **届出が必要な時**

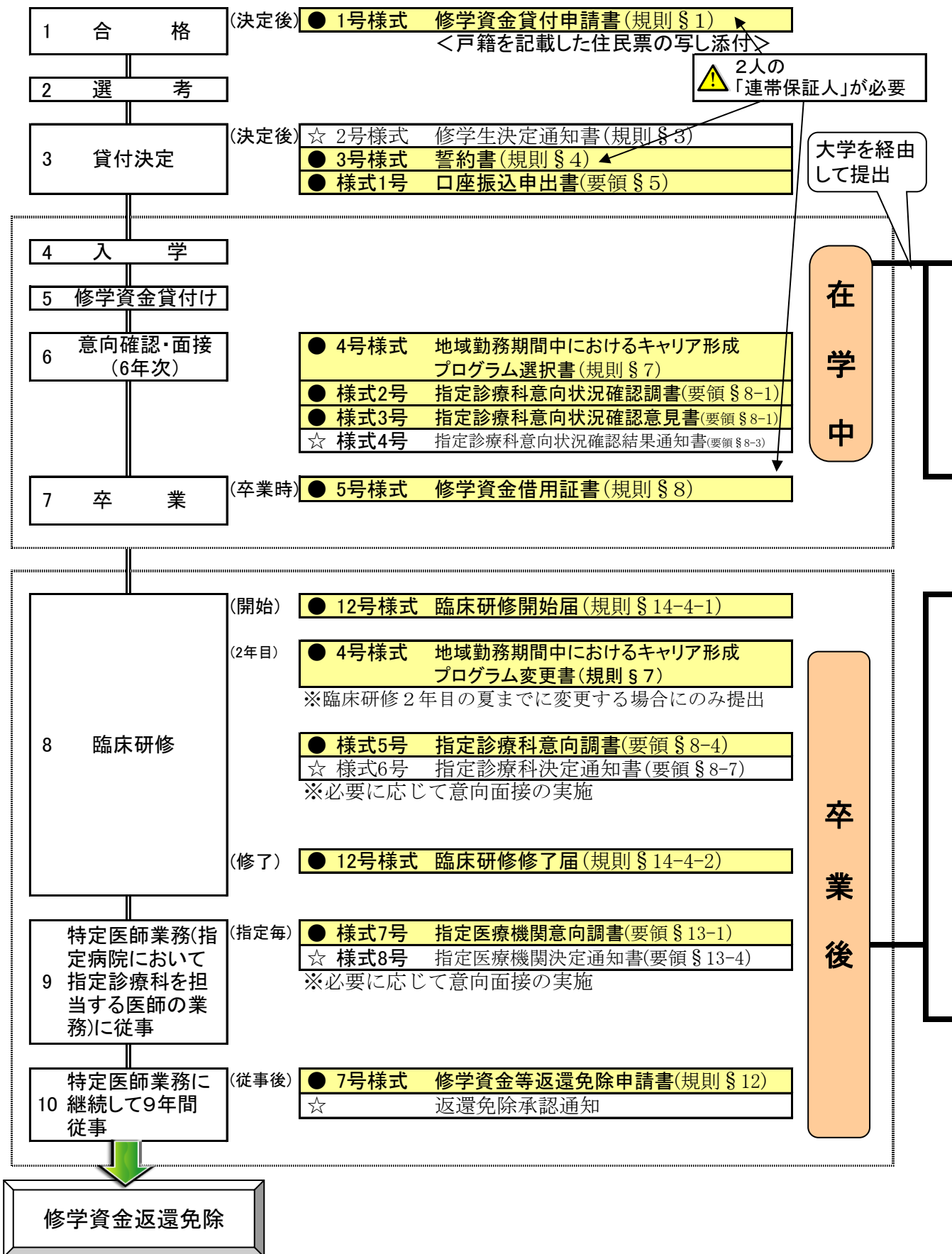
- 修学生（卒業後も準用）又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき
- 修学生が休学し、留年し、又は退学したとき
- 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき
- 上記修学生の休学、留年、停学の事情が消滅したとき
- 修学生であることを辞退するとき
- 修学資金の貸付けを受けた方が死亡したとき
- 神奈川県内で臨床研修を受けたとき又は受けなかったとき
- 神奈川県内で臨床研修を受けた場合において、当該臨床研修を修了したとき又は修了しなかったとき
- 神奈川県内で臨床研修を修了した後、特定医師業務に従事しなかったとき
- 特定医師業務に従事した期間が特定期間に達するまで、当該特定医師業務に従事しなかったとき

※ **修学生の方が規則の規定等による書類を提出するときは、各大学の修学資金担当課を経由して神奈川県に提出してください。**

なお、大学を卒業された方については、直接神奈川県（目次問合せ先参照）に提出してください。

～大学合格後から修学資金返還免除までの手続き～

凡例) ●修学生等が県に提出する様式 ☆県からの通知



～返還する必要がある場合の手続き～

○ 返還する必要がある場合

※返還する必要がある場合は、原則1月以内に貸付けを受けた額に利息(年10%)を付した額を一括返還する。但し、次の申請を受けようとする場合は、各様式の提出と県の承認が必要。

- ① 条例第9条ただし書の規定による返還を申請する場合
- ② 返還免除を申請する場合(死亡、心身の故障、その他)
- ③ 返還猶予を申請する場合(被災、心身の故障、その他)

～その他の手続～

※ 以下の場合が生じたときは、神奈川県
の問合せ先までご連絡ください

○ 連帯保証人を変更する場合

● 様式9号 連帯保証人変更申請書(要領 § 17-1)
☆ 連帯保証人変更承認(不承認)通知

○ その他届出が必要な場合

在 学 中	・休学したとき ・停学の処分を受けたとき ・留年したとき
	・上記の事情が消滅したとき

● 10号様式 休学等届(規則 § 14-1)
☆ 修学資金貸付休止通知

貸付 休止
貸付 再開

● 10号様式 休学等届(規則 § 14-1)
☆ 修学資金貸付再開通知

● 10号様式 休学等届(規則 § 14-1)
● 5号様式 修学資金借用証書 (規則 § 8)

貸付 廃止

→ 返還

● 5号様式 修学資金借用証書 (規則 § 8)

在 学 中 ・ 卒 業 後	・修学生、修学資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき
	・修学生または、修学資金の貸付けを受けた者が死亡したとき

● 9号様式 住所・氏名・勤務先変更届 (規則 § 14-1)

● 11号様式 死亡届(規則 § 14-2) <死亡診断書等添付>
● 5号様式 (修学資金借用証書(規則 § 8)) ※修学生死亡の場合提出

→ 返還
or
返還免除

卒 業 後	・臨床研修を受けなかったとき
	・臨床研修を修了しなかったとき
	・指定病院の指定診療科に勤務しなかったとき
	・特定医師業務に従事した期間が9年間に達しなかったとき
	・特定医師業務上の事由により心身に故障が生じ、当該特定医師業務を行うことができなくなったとき
	・災害等により中断している特定医師業務従事が可能になったとき

● 13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)

→ 返還

● 13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)

→ 返還

● 13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)

→ 返還

● 13号様式 業務等異動届(規則 § 14-4)

→ 返還

● 7号様式 修学資金等返還免除申請書 (規則 § 12)
☆ 返還免除承認(不承認)通知

→ 返還免除
or
不承認の場合
返還

* 特定医師業務期間中に災害等の理由で従事できなかったとき

● 様式10号 特定医師業務中断申出書(要領 § 18-1) 【災害、負傷、疾病、育児休業等(条例 § 10-2、規則 § 10)】

● 様式11号 特定医師業務復帰申出書(要領 § 19-1)

① 条例第9条ただし書の規定による返還を申請する場合

● 6号様式 修学資金等返還方法承認申請書(規則 § 9-2)
☆ 返還方法承認(不承認)通知

② 返還免除を申請する場合(死亡、心身の故障、その他)

● 7号様式 修学資金等返還免除申請書(規則 § 12)
☆ 返還免除承認(不承認)通知

③ 返還猶予を申請する場合(被災、心身の故障、その他)

● 8号様式 修学資金等返還猶予申請書(規則 § 13-1)
☆ 返還猶予承認(不承認)通知

③の猶予の事由が消滅したとき

● 様式12号 修学資金等返還猶予事由消滅申出書(要領 § 20) <6,7,8号様式には申請理由を証明する書類を添付>

2. 修学資金の貸付手続に必要な提出書類（一覧）


在 学 中


※ 必ず大学を經由して県に提出してください

(1) 提出書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
貸付けを申請するとき	修学資金貸付申請書	第1号様式(規則第1条)	
	住民票の写し	市区町村	
貸付けが決定したとき	誓約書	第3号様式(規則第4条)	修学生決定通知書(第2号様式(規則第3条))
	口座振込申出書	様式第1号(要領第5条)	
大学6年時	地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム選択書	第4号様式(規則第7条)	指定診療科意向状況確認結果通知書(様式第4号(要領第8条第7号))
	指定診療科意向状況確認調書	様式第2号(要領第8条第1号)	
卒業するとき	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	

(2) 変更等のある場合に提出する書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
休学・停学・留年のとき	休学等届	第10号様式(規則第14条第1項)	貸付休止 修学資金貸付休止通知
上記事情が消滅したとき	休学等届	第10号様式(規則第14条第1項)	貸付再開 修学資金貸付再開通知
<ul style="list-style-type: none"> ・退学したとき又は退学の処分を受けたとき ・修学生であることを辞退したとき 	休学等届	第10号様式(規則第14条第1項)	貸付廃止  修学資金等の 返還
	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	
心身の故障のため大学を卒業する見込みがなくなったと認められるとき 他(条例第8条第3～6号)	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	


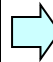
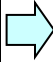
事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき	住所・氏名・勤務先変更届	第9号様式(規則第14条第1項)	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更申請書	様式第9号(要領第17条第1項)	連帯保証人変更承認(不承認)通知
選択したキャリア形成プログラムを変更するとき	地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム変更書	第4号様式(規則第7条)	
死亡したとき	死亡届	第11号様式(規則第14条第2項)	 修学資金等の返還 又は場合により 返還免除
	死亡診断書又は除籍抄本	医師又は市区町村	
	修学資金借用証書	第5号様式(規則第8条)	
	(修学資金等返還免除申請書)	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認(不承認)通知
	※返還免除を申請する場合のみ提出		


卒 業 後

(1) 提出書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
臨床研修を受けたとき	臨床研修開始届	第12号様式(規則第14条第4項第1号)	
臨床研修2年目	指定診療科意向調書	様式第5号(要領第8条第4号)	指定診療科決定通知書(様式第6号(要領第8条第7号))
臨床研修を修了したとき	臨床研修修了届	第12号様式(規則第14条第4項第2号)	
指定医療機関を決定するとき(指定毎)	指定医療機関意向調書	様式第7号(要領第13条第1号)	指定医療機関決定通知書(様式第8号(要領第13条第4号))
特定医師業務に継続して9年間従事したとき	修学資金等返還免除申請書	第7号様式(規則第12条)	 修学資金等の返還免除

(2) 変更等のある場合に提出する書類

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
臨床研修を受けなかったとき	業務等異動届	第13号様式(規則第14条第4項)	 修学資金等の返還
臨床研修を修了しなかったとき			
臨床研修修了後、特定医師業務(指定医療機関において指定診療科を担当する医師の業務)に従事しなかったとき	業務等異動届	第13号様式(規則第14条第4項)	 修学資金等の返還 「返還する必要がある場合」の項を参照
特定医師業務に従事した期間が9年間に達しなかったとき			
修学資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき	住所・氏名・勤務先変更届	第9号様式(規則第14条第1項)	
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更申請書	様式第9号(要領第17条第2項)	連帯保証人変更承認(不承認)通知
選択したキャリア形成プログラムを変更するとき	地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム変更書	第4号様式(規則第7条)	
特定医師業務上の事由により心身に故障が生じ、当該特定医師業務を行うことができなくなったとき	修学資金等返還免除申請書	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認(不承認)通知  修学資金等の返還免除 不承認の場合は返還
特定医師業務期間中に災害や育児休業などの理由で従事できなかったとき	特定医師業務中断申出書	様式第10号(要領第18条第1項)	特定医師業務中断承認(不承認)通知
災害等により中断している特定医師業務従事が可能になったとき	特定医師業務復帰申出書	様式第11号(要領第19条第1項)	特定医師業務復帰承認(不承認)通知

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
死亡したとき	死亡届	第11号様式(規則第14条第2項)	 修学資金等の返還 又は場合により 返還免除
	死亡診断書又は除籍抄本	医師又は市区町村	
	(修学資金等返還免除申請書) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">※返還免除を申請する場合のみ提出</div>	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認(不承認)通知

返 還 す る 必 要 が 生 じ た 場 合

※ 返還が決定した場合は、原則1月以内に貸付けを受けた額に利息を付した額を一括返還

ただし、次の申請を受けようとする場合は、各書類の提出と県の承認が必要になります。

事 項	提出書類名	様 式	県から送付する書類等
条例第9条ただし書きの規定による返還を申請する場合 【条例第9条関係】	修学資金等返還方法承認申請書	第6号様式(規則第9条第2項)	返還方法承認(不承認)通知
	ただし書きの返還を受けようとする理由を証明することができる書類		
返還免除を申請する場合 【条例第10、11条関係】	修学資金等返還免除申請書	第7号様式(規則第12条)	返還免除承認(不承認)通知
	免除を受けようとする理由を証明することができる書類		
返還猶予を申請する場合 【条例第13条関係】	修学資金等返還猶予申請書	第8号様式(規則第13条第1項)	返還猶予承認(不承認)通知
	猶予を受けようとする理由を証明することができる書類		
猶予された場合で、 猶予された事由が消滅したとき	返還猶予事由消滅申出書	様式第12号(要領第20条)	

※提出先は目次の「問合せ先」「書類提出先」を確認してください。

3. 医療法改正及びそれに伴うキャリア形成プログラムの選択等について

(1) 経緯

医療法・医師法改正（平成30年7月25日付）により、「キャリア形成プログラム運用指針（平成30年7月25日付 厚生労働省医政局長通知）」が発出され、卒業後に一定期間、県内で医師として就業することとなる「地域枠」の医師・学生の、地域での勤務と医師能力の開発・向上の両立を図るため、「キャリア形成プログラム」の骨格が示されました。

これらに基づき、地域での勤務が義務付けられている期間（義務年限）に、よりスムーズに勤務先の医療機関を選択できるよう、県は主要診療科ごとに複数の「キャリア形成プログラム」を策定し、「地域枠」の医師・学生の皆さまは、いずれかのプログラムに参加（選択）いただくことになりました。

(2) 神奈川県のカリヤ形成プログラムについて

「キャリア形成プログラム」とは、地域における医師不足や地域偏在の解消と、専門医の取得といった医師能力の開発・向上の両立を図るため、地域勤務の義務年限中におけるキャリア形成について診療科や就業先となる医療機関等をタイプ別に様々なコースを示したものであり、地域医療に貢献しようとする強い意思を持つ医学生を対象としています。

希望する診療科や就業先となる医療機関等に関するキャリア形成プログラムを大学6年次に選択（卒業生は残りの期間について選択）します。＊プログラムには、（臨床研修期間2年を含む）9年間の従事先のリストが多数あり、そのリストから従事先を選びます。

※ 採用が保証されているわけではありません。別途、病院の面接等試験に受かることが必要です。

キャリア形成プログラム イメージ図（令和元年7月改定）

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
県内臨床研修	出産・育児	専門研修		大学院・留学		医師不足地域等における就業					
（臨床研修2年を含む）県内従事9年間以上かつ医師不足地域（医師不足診療科）での勤務通算4年間が必要											

※ 出産・育児期間、留学、大学院進学の間は申請により中断期間とすることができます。

(3) キャリヤ形成プログラムの概要

対象者	令和2年度以降入学者及び平成31年度以前入学者（原則）
診療科	指定診療科（産科・産婦人科、小児科、外科、麻酔科、内科、救急科、脳神経外科、総合診療科※） ※ キャリヤ形成プログラムを選択した方に限り「総合診療科」の選択ができます。（令和元年7月条例改正移行措置）
臨床研修	県内の（初期）臨床研修病院に勤務
キャリア形成プログラム	令和2年度以降入学者は大学6年次にプログラム加入が必須（臨床研修2年目の指定した日まではプログラムの変更が可能）

継続従事期間 (義務年限：地域での勤務が義務付けられている期間)	9年間※1（うち4年間医師不足地域での従事が必要） ※1 キャリア形成プログラムを選択し、かつ県内で臨床研修を行った場合は、その期間を継続従事期間に含めることができます。さらに、平成31年4月までに臨床研修を開始した者でかつ令和2年3月末までにキャリア形成プログラムを選択した者に限り、県外の臨床研修期間を県内での臨床研修期間とみなします。（令和元年7月条例改正移行措置）
履行猶予期間（a、bの期間の合算が可能）	a 留学、大学院進学などにより県内医師不足地域・診療科の勤務が履行できない場合に4年間までの猶予が可能（医療対策協議会で理由が認められれば更に延長） b 災害、負傷、疾病、育児休業の期間
取得可能資格	一般社団法人 日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格が取得可能

（４）キャリア形成プログラム参加のメリット

- 県内の大学病院、専門研修基幹施設の採用、県内ローテートに関し、県から「キャリア形成プログラム参加した医師に対する優先的な取扱い」を要請しており、県内就業が有利となっています。
- 義務年限中、臨床研修修了後すぐに3年間の専門研修（県内基幹施設）を専攻することができます。
- これまで認められていなかった国内・海外留学、大学院進学等についても中断期間（4年間までの猶予が可能（医療対策協議会で理由が認められれば更に延長））として正式に認められています。
- キャリア形成プログラムを選択することにより、選択できる診療科が拡大し、また、県内臨床研修期間を継続従事期間に含めることができます。

（５）プログラムへの参加について

「地域枠」の設定による医学部定員増員の制度の趣旨から、神奈川県地域医療へ直接寄与する医師不足地域・医師不足診療科を担うとともに、専門医取得といった医師能力の開発・向上の両立を図るコースのプログラムを策定するなど、皆様にとって有益な仕組みとなっています。なお、修学資金貸付を受けた方は、原則参加となります。

（６）法改正等通知以外の国の動きについて

厚生労働省では、医師届出票、医籍情報を統合したデータベース「医師情報データベース」を作成しています。今後、地域枠の情報（地域枠対象者、義務終了）などが追加されることも想定されています。

また、臨床研修及び専門研修の募集時に採用医療機関におけるチェックの厳格化はすでに始まっており、臨床研修に関しては、他県の地域枠医師を採用した臨床研修基幹病院に対し国補助金の返還が求められた事例の報告があり、専門研修に関しては、都道府県と同意なしに、地域枠医師が従事要件を履行せず専門研修を修了した場合、当該医師を専門医として不認定とする取扱いが示されています。

(7) キャリア形成プログラム（旧制度：平成31年4月までの入学者）

(ア) 配置方針

修学資金貸与期間の1.5倍（9年間）

(イ) 医師不足地域・病院等での従事期間

臨床研修後、県内の医療機関等（医療対策協議会で承認が必要）で9年間の従事が必要

(ウ) 配置方針

臨床研修2年 (義務外)	地域医療実践9年(義務内) 【県内の病院、診療所から県が配置先を指定】											
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	
	専門研修 ※1											
	医師のキャリア形成を考慮しつつ、県内で医師が不足している地域の病院などに配置 (キャリア形成と地域医療の貢献を両立) ※2											

- ※1 専門研修を行うことも可能で、その開始時期は問わない。
 専門研修期間は、各診療科で研修に必要としている期間とする。
- ※2 配置先は、地域枠医師の意向と県内医療の状況を勘案した上で決定する。

(エ) 取得可能な専門医の資格

一般社団法人 日本専門医機構による専門研修の基本領域の専門医資格（1領域）が取得可能

(オ) 特定医師業務に従事できない期間（a、bの期間の合算が可能）

- a 留学、大学院などにより県内医師不足地域・診療科の勤務が履行できない場合に3年間までの猶予が可能（医療対策協議会で理由が認められれば更に延長）
- b 条例・規則上の災害、負傷、疾病、育児休業の期間

4. よくあるご質問

Q1 貸付けの申請にあたって必要な連帯保証人については、要件がありますか？

A1 連帯保証人は2名必要となります。保証人については、独立の生計を営む方（原則として職業を有し、年収のある方）としています。また、申請者が未成年者の場合は、保証人のうち1名は法定代理人（父母等）、1名は父母以外の方としてください。

なお、申請にあたり、保証人の収入等による所得制限は設けていませんが、所得を証明する書類（前年の源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し又は市町村発行の所得証明書（法人の場合は、法人税又は法人事業税の納税証明書）など）を提出していただきます。

また、法人を連帯保証人とする場合は、申請者の連帯保証に同意する旨が議決された取締役会、理事会等の議事録の写しが必要となります。

Q2 他の奨学金等の貸付けを受けていても貸付申請はできますか？

A2 本制度は他の奨学金等の貸付けを受けていても申請できます。ただし、既に貸付けを受けている奨学金等に従事要件などの制限があるかもしれませんので確認してください。

Q3 在学中に留学等により休学した間の貸付けはどうなりますか？

A3 本制度では、休学・停学処分・留年期間については、修学資金の貸付けを休止します。

Q4 指定診療科は、どのように決定するのですか？

A4 （新制度の適用者及び旧制度から新制度への移行を選択した者の場合）

厚生労働省医政局長の通知「キャリア形成プログラム運用指針」により、地域枠の方には大学6年次にキャリア形成プログラムを選択していただくことになりました。キャリア形成プログラムは、診療科ごとに今後の勤務先の選択肢を示したもので、指定診療科（産科、小児科、外科、麻酔科、内科、救急科、脳神経外科、総合診療科）の中から選択します。（ただし、臨床研修2年時の指定する時期までに変更が可能です。）

選択したプログラムを最大限尊重し、県が指定診療科として指定（再指定）します。

（旧制度を選択した者の場合）

臨床研修を修了するまでに、県内医療の状況、医師本人の特性（希望、能力、適性）等を総合的に勘案して、産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科及び救急科の中から県が指定します。

Q 5 将来働く指定医療機関は、県立病院なのですか？

A 5 県立病院に限るものではありません。将来働いていただく指定医療機関は、県内において医師が不足している地域の病院又は診療所での勤務を想定しています。また、指定後は9年間同一の医療機関に勤務していただく場合と、県内医療の状況を見ながら、いくつかの医療機関に勤務していただく場合があります。

また、新制度のキャリア形成プログラムを選択した方には、プログラム上において、将来の勤務先候補を示しています。県立病院だけではなく、幅広い中から選択が可能です。ただし、この地域枠制度（医師不足地域・診療科に貢献するための医学部増員制度）で医師を目指す方は、将来、住まい、医療・介護・予防・生活支援が一体として提供される地域包括ケアシステムの構築の地域におけるリーダーとして活躍していただくことを期待しており、義務年中に医師不足地域や中小病院などでの勤務を経験するなど様々なキャリアを積んでいただくことを推奨しています。

Q 6 指定医療機関は、どのように決定するのですか？

A 6 県内医療の状況や本人の意向を踏まえ、神奈川県医療対策協議会(*)において協議のうえ、県内医療機関の中から勤務していただく医療機関を県が指定します。

キャリア形成プログラムの選択をされた方は、プログラム上掲載の勤務先候補の中から志望先を選択し、志望先の採用試験（面接等）を経て内定を受けていただきます。神奈川県医療対策協議会での協議を経て、内定した医療機関を県で就業先に指定します。

*神奈川県医療対策協議会：神奈川県における医師確保対策に関する事項等について協議を行うために設置したもので、(公社)神奈川県医師会等の医療関係団体や医師の養成を行う県内4大学、県内医療機関、住民代表者などにより構成されています。

Q 7 特定臨床研修又は特定医師業務期間中に出産し、出産後しばらく子育てに専念する場合は、返還免除の要件にどのような影響がありますか？

A 7 育児休業期間をはじめ、災害、負傷、疾病などやむを得ない事由があると認められる期間については、特定期間にその休業期間を加算し、その合計した期間内に特定医師業務（指定医療機関において指定診療科を担当する医師の業務）期間を満了すれば、返還免除を受けることができます。（産休期間は有給休暇と同じよう取り扱いします。）

Q 8 特定医師業務期間中の身分等はどうなるのですか？

A 8 特定医師業務期間中は、県内の医療機関で勤務することになります。その間の身分については、勤務する県内医療機関の職員としての身分となります。

Q9 修学資金等の返還は、分割で返還できないのですか？

A9 修学資金等の返還は、1月以内に一括での返還が原則です。ただし、これにより難いと県が認めるとき（要申請・証明書類）は、分割の方法で返還することができます。さらに、被災や心身の故障など特別の事情により修学資金等の返還が困難であると認められるときは、返還を猶予することもあります。

Q10 修学資金の返還をすると県外の医療機関での従事は自由にできますか。

A10 国通知（平成30年7月）により、原則、修学資金の返還後の条件は個別案件ごとに国との協議事項となります。なお、国の医道審議会臨床研修部会において、「地域枠の契約は民法に基づく金銭貸借契約であるが、地域枠で入学した事実は抹消されない。」との見解があり、修学資金を返還しても県内の従事義務は残る観点から県は修学資金返還者に対し、引き続き県内従事への誓約を求めることとしています。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例

平成22年3月30日

条例第15号

改正	平成24年3月30日条例第27号	平成29年3月28日条例第14号
	平成29年10月20日条例第59号	令和元年7月16日条例第19号
	令和4年6月10日条例第35号	令和4年7月29日条例第48号
	令和4年12月23日条例第86号	

(目的)

第1条 この条例は、県内において地域医療に関連する診療科を担当する医師が不足し、その確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、将来県内において地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けに関し必要な事項を定め、もって良質かつ適切な地域医療を効率的に提供する体制の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域医療医師育成課程 将来県内において産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、脳神経外科及び総合診療を担う診療科（第5号においてこれらを「地域医療関連診療科」という。）を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として、卒業後に一定の期間にわたり県内において医師の業務に従事する意思を有する入学者を選抜するための制度を設けている大学（以下「大学」という。）に置かれる課程をいう。
- (2) 県内出身者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 大学に入学した時点において、県内に1年以上居住したことがある者
 - イ 県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (3) 指定医療機関 神奈川県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けた者が医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した時に、医師の業務に従事する医療機関として知事が指定する病院又は診療所をいう。
- (4) 特定期間 第6条に規定する修学資金の貸付期間（以下「貸付期間」という。）（第7条第1項に規定する休学等の期間を除く。）の2分の3に相当する期間をいう。
- (5) 指定診療科 地域医療関連診療科のうち、修学資金の貸付けを受ける者（以下「修学生」という。）が大学を卒業し、臨床研修を修了するまでに、知事が指定する診療科をいう。
- (6) キャリア形成卒前支援プラン 地域医療を担う意思を有する修学生がその在学期間を通じ、地域の実情を知る機会を確保し、将来地域医療に従事する意識を向上させ、及び地域医療に携わる自らの職務の方針を定めることができるよう支援することを目的として県が定める計画をいう。

(7) 特定臨床研修 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院であって、県内に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修をいう。

(8) 特定医師業務 県内に所在する指定医療機関における指定診療科を担当する医師の業務をいう。

(修学資金の貸付け)

第3条 県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に修学資金を貸し付ける。

(1) 地域医療医師育成課程を履修する者として大学に入学（転入学、編入学及び再入学を除く。以下同じ。）を許可された者であって、当該入学の日から起算して1年を経過しない者であること。

(2) 県内出身者であること。

(3) 学業成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。

(4) キャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の17第1項に規定するキャリア形成プログラム（以下「キャリア形成プログラム」という。）を選択し、当該キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に特定期間以上の期間従事する意思を有すること。

2 修学資金（第8条の規定により貸付けが廃止された場合にあっては、当該廃止された日の属する月の分までのものとして貸し付けられた修学資金）には、貸付けを受けた日の翌日から同条の規定により貸付けが廃止された日又は貸付期間が終了する月の末日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付する。

3 前項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(修学生の選考)

第4条 知事は、選考によって修学生を決定する。

(修学資金の月額)

第5条 修学資金の額は、月額10万円とする。

(貸付期間)

第6条 修学資金の貸付期間は、大学に入学する日の属する月から大学を卒業する日の属する月までとする。

(貸付けの休止)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由（次項において「休学等の事由」という。）が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの期間（同項において「休学等の期間」という。）の分の修学資金の貸付けを休止することができる。

(1) 休学したとき。

(2) 停学の処分を受けたとき。

(3) 留年したとき。

2 前項の場合において、休学等の期間の分の修学資金として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として

貸し付けられたものとみなす。

(貸付けの廃止)

第8条 修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを廃止する。

- (1) 大学を退学し、又は退学させられたとき。
- (2) 修学生であることを辞退したとき。
- (3) 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
- (6) 第6学年時に、キャリア形成プログラムを選択しなかったとき。
- (7) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止されたときは、貸付けを受けた修学資金の全額と、第3条第2項に規定する利息の額を合計した額（以下「修学資金等」という。）を貸付期間が満了した日又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して1月以内に返還しなければならない。ただし、知事がこれにより難いと認めるときは、規則で定めるところにより、返還することができる。

(債務の当然免除)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還の債務を免除する。

- (1) 次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に継続して従事した期間（以下「継続従事期間」という。）が、特定期間に達したとき。

ア 大学を卒業した日（同日の属する年度内に実施された医師法第9条に規定する医師国家試験に合格しなかった場合にあつては、同日から起算して1年を経過する日）の属する月の末日（災害、負傷、疾病その他規則で定めるやむを得ない事由（以下この条において「災害等」という。）が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに特定臨床研修を受けることが決定し、当該特定臨床研修を修了したとき。

イ 臨床研修が修了した日の属する月の末日（災害等が生じた場合にあつては、知事が定める日）までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従事したとき。

- (2) 継続従事期間が特定期間に達するまでの間において、特定医師業務上の事由により死亡し、又は心身に故障が生じたため当該特定医師業務に従事できなくなったとき。

2 前項第1号の場合において、災害等により特定医師業務に従事できなかったときは、引き続き当該特定医師業務に従事したものとみなす。ただし、継続従事期間には、特定医師業務に従事できなかった期間は算入しない。

(債務の裁量免除)

第11条 第9条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、死亡、心身の故障その他特別の事情により修学資金等を返還する能力を失ったと認められるときは、債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の当然猶予)

第12条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が第10条第1項第1号の規定の適用を受けることとなると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予する。

(返還の裁量猶予)

第13条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が被災、心身の故障その他特別の事情により修学資金等の返還が困難であると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予することができる。

(延滞利息の徴収)

第14条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収することができる。

2 第3条第3項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成24年3月30日条例第27号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第14号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日における神奈川県産科等医師修学資金又は神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受ける者に係る診療科の指定は、この条例による改正後の各条例の規定による指定とみなす。

附 則 (平成29年10月20日条例第59号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に神奈川県産科等医師修学資金又は神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの決定を受けた者に係る債務の当然免除については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月16日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が令和2年3月31日までに医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33の13第1項に規定するキャリア形成プログラム(以下「キャリア形成プログラム」という。)を選択したときは、この限りでない。この場合において、この条例による改正後の神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例(以下「新条例」という。)

第10条第1項第1号中「キャリア形成プログラム」とあるのは「修学資金の貸付けを受けた者がキャリア形成プログラムを選択した後にあっては同プログラム」と、「特定臨床研修」とあるのは「、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、同号ア中「までに特定臨床研修」とあるのは「までに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、「当該特定臨床研修」とあるのは「当該臨床研修」とする。

(神奈川県産科等医師修学資金貸付条例の廃止に伴う経過措置)

4 施行日前にこの条例による廃止前の神奈川県産科等医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県産科等医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が令和2年3月31日までにキャリア形成プログラムを選択した場合における当該者に係る神奈川県産科等医師修学資金の貸付けの休止及び廃止、返還、返還債務の免除、返還の猶予並びに延滞利息の徴収については、新条例第7条から第14条までの規定を準用する。この場合において、新条例第10条第1項第1号中「キャリア形成プログラム」とあるのは「修学資金の貸付けを受けた者がキャリア形成プログラムを選択した後にあっては同プログラム」と、「特定臨床研修」とあるのは「、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、同号ア中「までに特定臨床研修」とあるのは「までに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院が作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修」と、「当該特定臨床研修」とあるのは「当該臨床研修」と読み替えるものとする。

附 則 (令和4年6月10日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年7月29日条例第48号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年12月23日条例第86号)

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則

平成22年3月30日

規則第24号

改正 平成24年3月30日規則第46号

改正 平成29年3月28日規則第22号

改正 令和3年1月29日規則第8号

改正 令和3年9月28日規則第80号

改正 令和4年6月10日規則第47号

(貸付けの申請)

第1条 神奈川県地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に住民票の写しを添えて知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を2人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営むものでなければならない。この場合において、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。

3 修学生（神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する修学生をいう。以下同じ。）又は修学資金の貸付けを受けた者が、連帯保証人を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(選考結果の通知)

第3条 知事は、修学生を決定したときは修学生決定通知書（第2号様式）により、修学生としないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第4条 修学生となった者は、前条の規定による通知を受けた日から知事が別に定める期間内に、連帯保証人と連署した誓約書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第5条 修学資金は、修学生に毎月交付する。ただし、新規の修学生に係る第1回目の修学資金の交付のとき又は特別の事情があるときは、この限りでない。

(貸付けの休止)

第6条 修学生が引き続き1月を超えて休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの期間の分の修学資金の貸付けを休止する。

(キャリア形成プログラムの選択)

第7条 修学生及び修学資金の貸付けを受けた者は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30

条の33の17第1項に規定するキャリア形成プログラムを選択し、又は変更するときは、地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム選択（変更）書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。
(修学資金借用証書)

第8条 修学生は、修学資金の最後の貸付分の交付を受けた日から知事が別に定める期間内に、貸付けを受けた修学資金の全額について修学資金借用証書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
(条例第9条ただし書の規定による返還)

第9条 条例第9条ただし書の規定による返還は、条例第6条に規定する修学資金の貸付期間が満了した日又は条例第8条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して修学資金の貸付けを受けた期間（条例第7条第1項の規定により貸付けを休止された期間を除く。）に相当する期間内に、貸付けを受けた修学資金の全額と条例第3条第2項に規定する利息の額を合計した額（以下「修学資金等」という。）の均等額を月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法により行うものとする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

2 前項本文に規定する返還をしようとする者は、条例第6条に規定する修学資金の貸付期間が満了した日又は条例第8条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して14日以内に、修学資金等返還方法承認申請書（第6号様式）に条例第9条ただし書の規定による返還をしようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(やむを得ない事由)

第10条 条例第10条第1項第1号アに規定する規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定による育児休業をしたこと。

(2) 選択したキャリア形成プログラムの診療科に係る医学の修得を目的として、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院若しくはこれに相当する教育を行うと認められる課程を置く教育機関に修学し、又は医療機関等に勤務したこと。

(3) その他知事がやむを得ないと認める事由

(債務の裁量免除の額)

第11条 条例第11条に該当する場合の免除することができる債務の額は、返還できないと認める額とする。

(免除の申請)

第12条 条例第10条第1項又は第11条の規定により債務の全部又は一部の免除を受けようとする者は、修学資金等返還免除申請書（第7号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(猶予の申請等)

第13条 条例第13条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金等返還猶予申請書（第8号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により修学資金等の返還を猶予された者は、当該猶予された事由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(届出義務)

第14条 修学生は、次に掲げる事情が生じた場合には、住所・氏名・勤務先変更届（第9号様式）又は

休学等届（第10号様式）により直ちに知事に届け出なければならない。

- (1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。
 - (2) 休学し、留年し、又は退学したとき。
 - (3) 停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
 - (4) 前2号に掲げる事情（退学の場合を除く。）が消滅したとき。
 - (5) 修学生であることを辞退するとき。
- 2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届（第11号様式）に事実を証明する書類を添えて直ちに知事に提出しなければならない。
- 3 第1項第1号及び前項の規定は、修学資金の貸付けを受けた者に準用する。ただし、当該修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。
- 4 修学資金の貸付けを受けた者は、次に掲げる事情が生じた場合には、臨床研修開始（修了）届（第12号様式）又は業務等異動届（第13号様式）により直ちに知事に届け出なければならない。
- (1) 特定臨床研修を受けたとき又は受けなかったとき。
 - (2) 特定臨床研修を受けた場合において、当該特定臨床研修を修了したとき又は修了しなかったとき。
 - (3) 特定医師業務に従事しなかったとき。
 - (4) 特定医師業務に従事した期間が特定期間に達するまで、当該特定医師業務に従事しなかったとき。

（書類の経由）

第15条 修学生は、この規則の規定による書類を知事に提出するときは、条例第2条第1号に規定する大学の学長を経由しなければならない。

（実施細目）

第16条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第22号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年1月29日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年6月10日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

各種様式

<神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則で定める様式>

- 第1号様式 修学資金貸付申請書
- (第2号様式 修学生決定通知書) ※県から修学生の方へ通知する様式です
- 第3号様式 誓約書
- 第4号様式 地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム選択(変更)書
- 第5号様式 修学資金借用証書
- 第6号様式 修学資金等返還方法承認申請書
- 第7号様式 修学資金等返還免除申請書
- 第8号様式 修学資金等返還猶予申請書
- 第9号様式 住所・氏名・勤務先変更届
- 第10号様式 休学等届
- 第11号様式 死亡届
- 第12号様式 臨床研修開始(修了)届
- 第13号様式 業務等異動届

注) ■ : 全ての方が提出する必要がある様式です。

修学資金貸付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

申請者氏名

神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。


ふりがな 氏名		
	(性別 男・女)	
生年月日	年 月 日 (満 歳)	
住所	〒	
電話番号		
大学名		
本人の履歴		
年 月		
年 月		
年 月		
現在の健康状態	1 良い 2 普通 3 悪い (具体的な状態)	
連帯保証人		
ふりがな 氏名	(性別 男・女)	(性別 男・女)
生年月日	年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)
本人との関係		
住所	〒	〒
電話番号		
勤務先等	名称	
	所在地	〒
	電話番号	
年収(税込み額)	円	円

備考 連帯保証人が法人の場合は、氏名の欄に名称及び代表者の氏名を、住所の欄及び電話番号の欄に主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。生年月日の欄、勤務先等の欄及び年収の欄の記載は必要ありません。

修学生決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事 

あなたを神奈川県地域医療医師修学資金修学生として決定し、次のとおり修学資金を貸し付けます。

修学生番号	
月 額	10万円
貸付期間	年 月から 年 月まで

誓 約 書

年 月 日

神奈川県知事殿

私は、修学生として神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

修 学 生 番 号

住 所

氏 名

㊟

私どもは、上記修学生の連帯保証人として、修学生に誓約どおり履行させるとともに、修学生の債務を連帯して負担します。

連帯保証人 住 所

修学生との関係

氏 名

㊟

年 月 日生

連帯保証人 住 所

修学生との関係

氏 名

㊟

年 月 日生

地域勤務期間中におけるキャリア形成プログラム選択（変更）書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日

私は、次のとおりキャリア形成プログラムを選択（変更）します。

選択するキャリア形成プログラム名	
------------------	--

修学資金借用証書

年 月 日

神奈川県知事殿

修学生番号			
住所	〒		
電話番号			
ふりがな 氏名	Ⓜ	生年月日	年 月 日

私は、修学生として次のとおり神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受けました。この修学資金は、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第10条第1項第1号の規定の適用を受ける見込みがなくなったときは、同条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従い、次の借用金額に利息を付した額を返還します。

借用金額	円
借用期間	年 月から 年 月まで 年 か月

連帯保証人 住 所
修学生との関係
氏 名 Ⓜ

連帯保証人 住 所
修学生との関係
氏 名 Ⓜ

私どもは、上記修学生の連帯保証人として、修学生に誓約どおり履行させるとともに、修学生の債務を連帯して負担します。

修学資金等返還方法承認申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

修学生番号			
住所	〒		
電話番号			
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日

神奈川県地域医療医師修学資金等について、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第9条ただし書の規定による返還をしたいので、次のとおり申請します。

借用期間	年 月から 年 月まで 年 か月
借用金額	円
返還金額	円（うち利息分 円）
返還事由 発生年月日	年 月 日
条例第9条ただし書の規定による返還をしようとする理由	
変更後の返還方法	1 月 賦 2 4分の1年賦 3 半年賦

修学資金等返還免除申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日

神奈川県地域医療医師修学資金等の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで 年 か月		
借 用 金 額	円		
返 還 金 額	円（うち利息分 円）		
返 還 済 額	円		
返還免除申請額	円		
申 請 理 由	当 然 免 除	1 継続従事期間が特定期間に達した。 [継続従事期間 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで] 2 特定医師業務上の事由による死亡 3 特定医師業務上の事由による心身の故障	
	裁 量 免 除	1 死亡 2 心身の故障 3 その他 []	
申 請 理 由 発 生 年 月 日	年 月 日		
現 在 の 就 業 先 又 は 在 学 先	名 称		
	所 在 地	〒	
	電 話 番 号		
申 請 理 由 発 生 までの 状 況	期 間		就業先、進学先等
	年 月 から	年 月 まで	年 か月
	年 月 から	年 月 まで	年 か月
	年 月 から	年 月 まで	年 か月
	年 月 から	年 月 まで	年 か月

修学資金等返還猶予申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

修学生番号			
住所	〒		
電話番号			
ふりがな氏名		生年月日	年 月 日

神奈川県地域医療医師修学資金等の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借用期間	年 月から 年 月まで 年 か月		
借用金額	円		
返還金額	円（うち利息分 円）		
返還済額	円		
返還猶予申請額	円		
返還猶予を求める期間	年 月から 年 月まで		
申請理由	1 被災 2 心身の故障 3 その他 []		
申請理由発生年月日	年 月 日		
現在の就業先 又は 在学先	名称		
	所在地	〒	
	電話番号		
申請理由発生までの状況	期 間		就業先、進学先等
	年 月から	年 月まで	年 か月
	年 月から	年 月まで	年 か月
	年 月から	年 月まで	年 か月
	年 月から	年 月まで	年 か月

住所・氏名・勤務先変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住所
氏 名

㊞

次のとおり変更しましたので、届け出ます。

1 修学生・修学資金の貸付けを受けた者

修 学 生 番 号		
新 旧 の 別	新	旧
住 所	〒	〒
電 話 番 号		
ふ り が な 氏 名	㊞	
勤 務 先 等	名 称	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
その他重要な事項		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

2 連帯保証人

新 旧 の 別	新	旧
ふ り が な 氏 名	㊞	
修 学 生 と の 関 係		
生 年 月 日	年 月 日生	
住 所	〒	〒
電 話 番 号		
勤 務 先 等	名 称	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
年 収 (税 込 み 額)	円	円
その他重要な事項		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

備考 連帯保証人が法人の場合は、氏名の欄に名称及び代表者の氏名を、住所の欄及び電話番号の欄に主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。生年月日の欄、勤務先等の欄及び年収の欄の記載は必要ありません。

休 学 等 届

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日

次のとおり届け出ます。

届 出 事 項	1 休学 2 留年 3 退学 4 停学 5 1、2又は4の事情の消滅 6 辞退
届 出 事 項 発 生 年 月 日 (期 間)	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)
届 出 理 由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大学学長（氏 名）印

備考 届出事項の6に該当する者にあつては、証明事項の記載は必要ありません。

死 亡 届

年 月 日

神奈川県知事殿

親族（連帯保証人） 住 所
氏 名

神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

修 学 生 番 号		
修学生・修学資金の貸付けを受けた者の氏名		
修学生・修学資金の貸付けを受けた者との関係		
就業等(直近)の状況	名 称	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	期 間	年 月から 年 月まで
死 亡 年 月 日	年 月 日	

臨床研修開始（修了）届

年 月 日

神奈川県知事殿

修学生番号			
住所	〒		
電話番号			
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日

次のとおり臨床研修を開始（修了）したので、届け出ます。

研修先	施設名又は 所属団体名		
	所在地	〒	
	電話番号		
研修開始 （修了） 年月日	年 月 日		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

施設（所属団体）の長の職及び氏名

業 務 等 異 動 届

年 月 日

神奈川県知事殿

修 学 生 番 号			
住 所	〒		
電 話 番 号			
ふ り が な 氏 名		生年月日	年 月 日

次のとおり届け出ます。

届 出 事 項	1 臨床研修を受けなかった。 2 臨床研修を修了しなかった。 3 特定医師業務に従事しなかった。 4 継続従事期間が特定期間に達するまで、特定医師業務に従事しなかった。
届出事項発生 年月日	年 月 日

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例、同施行規則における取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領（以下「要領」という。）は、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15条。以下「条例」という。）及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則（平成22年神奈川県規則第24号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(県内出身者の確認)

第2条 条例第3条第1項第2号に規定する県内出身者の確認は、別添1のとおりとする。

(貸付けの申請)

第3条 規則第1条に規定する「知事が別に定める期日」とは、大学を入学する日の属する年の4月15日（公立大学法人横浜市立大学にあっては、同大学が指定する入学手続日の最終日）までとする。ただし、15日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

2 修学資金の貸付けを受ける者は、前項の日までに次の書類を県に提出する。

- (1) 規則第1条に規定する修学資金貸付申請書
- (2) 住民票の写し
- (3) 規則第2条に規定する連帯保証人に係る前年度の所得金額を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し又は市町村発行の所得証明書等。なお、法人の場合にあっては、法人税又は法人事業税の納税証明書等）
- (4) 連帯保証人が法人の場合にあっては、修学生の連帯保証に同意する旨が議決された取締役会、理事会等の議事録の写し

(連帯保証人)

第4条 規則第2条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む者とし、また、修学資金の貸付けを受ける者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人とする。ただし、この場合において、連帯保証人2人を父母とすることはできない。また、独立の生計を営む者とは、原則として職業を有し、一定の収入のある者とする。

(貸付けの手続き)

第5条 修学生となった者は、規則第4条に規定する誓約書と併せて口座振込申出書（取扱要領様式第1号）を県に提出する。

(修学資金の交付)

第6条 県は、条例第5条に規定する額を毎月15日に修学生に交付する。ただし、15日が閉庁日の場合は、翌開庁日に交付する。また、規則第5条ただし書きに該当する場合は、数月分を合わせて交付することができる。

(貸付けの廃止)

第7条 大学は、修学生が条例第8条のいずれかに該当する状況にあるとき若しくは近い将来に該当する可能性があるとは判断される場合は、県に報告する。

(指定診療科の指定)

第8条 条例第2条第5号に規定する指定診療科の指定に当たっては、次に掲げるところにより行う。

- (1) 正規の地域医療医師育成課程の6年次に、県からの通知に基づき、修学生は指定診療科意向状況確認調書(取扱要領様式第2号)を、また大学は指定診療科意向状況確認意見書(取扱要領様式第3号)を県に提出する。
- (2) 県は、提出された指定診療科意向状況確認調書及び指定診療科意向状況確認意見書等に基づき、大学の立会いの下、修学生と面接し、神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度の趣旨を説明するとともに、修学生の指定診療科に関する意向や大学卒業後の進路希望等を把握する。
- (3) 県は、面接の結果を指定診療科意向状況確認結果通知書(取扱要領様式第4号)により修学生に、また、指定診療科意向状況確認結果通知書の写しを添えて大学に通知する。
- (4) 臨床研修2年目時に、県からの通知に基づき、修学資金の貸付けを受けた者(以下「地域枠医師」という。)は、指定診療科意向調書(取扱要領様式第5号)を県に提出する。
- (5) 県は、指定診療科意向状況確認調書と指定診療科意向調書の内容に差異が認められる場合又はその他、地域枠医師との面接が必要と認められる場合は、地域枠医師と面接し、地域枠医師の指定診療科に関する意向を確認する。なお、この場合において、県は必要に応じて大学に面接への立会いを求めることができる。
- (6) 県は、地域枠医師が臨床研修を修了するまでに、指定診療科意向調書等を踏まえ、県内医療の状況や地域枠医師の特性(希望、能力、適性)等を総合的に勘案の上、指定診療科を決定する。
- (7) 県は、前号の規定により指定診療科を決定したときは、指定診療科決定通知書(取扱要領様式第6号)により地域枠医師に、また、指定診療科決定通知書の写しを添えて大学に通知するとともに、神奈川県医療対策協議会に報告する。

(キャリア形成プログラムの選択)

第9条 修学生は、前条第2号に規定する面接終了後、速やかにキャリア形成プログラムを選択し、規則第7条に規定するキャリア形成プログラム選択(変更)書を県に提出する。

- 2 前項で選択したキャリア形成プログラムは、臨床研修2年目時における指定診療科意向確認時まで変更することを可能とし、修学生若しくは地域枠医師が変更を希望する場合は、規則第7条に規定するキャリア形成プログラム選択(変更)書を県に提出する。

(面接の実施)

第10条 県又は修学生若しくは地域枠医師の一方から面接の申し出があった場合は、両者は速やかに面接する。なお、この場合において、県は必要に応じて大学に面接への立会いを求めることができる。

(修学資金借用証書の提出)

第11条 規則第8条に規定する「知事が別に定める期間内」とは、大学を卒業する日（地域医療医師育成課程の6年次に留年した場合にあっては、当該留年が確定した日）の属する年の4月15日までとする。ただし、15日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。

2 修学生、地域枠医師は、前項の日までに次の書類を県に提出する。

(1) 規則第8条に規定する修学資金借用証書

(2) 規則第2条に規定する連帯保証人に係る印鑑証明書

(臨床研修に係る届出の取扱い)

第12条 県は、地域枠医師から規則第14条第4項に規定する臨床研修開始（修了）届を受理したときは、神奈川県医療対策協議会に報告する。

(指定医療機関の指定)

第13条 条例第2条第3号に規定する指定医療機関の指定に当たっては、次に掲げるところにより行う。

(1) 地域枠医師は、県からの通知に基づき、指定医療機関意向調書（取扱要領様式第7号）を県に提出する。

(2) 県は、地域枠医師から指定医療機関意向調書を受理したときは、必要に応じて地域枠医師と面接し、地域枠医師の指定医療機関及び専門医取得等に関する意向を把握する。なお、この場合において、県は必要に応じて大学に面接への立会いを求めることができる。

(3) 県は、地域枠医師が臨床研修を修了するまでに、指定医療機関意向調書をはじめ、県内医療の状況や地域枠医師の特性（希望、能力、適性）等を総合的に勘案の上、神奈川県医療対策協議会における協議を踏まえて、指定医療機関を決定する。

(4) 県は、前号の規定により指定医療機関を決定したときは、指定医療機関決定通知書（取扱要領様式第8号）により地域枠医師に、また、指定医療機関決定通知書の写しを添えて大学に通知する。

(専門医取得の取扱い)

第14条 地域枠医師が専門医を取得する場合の取扱いは、別添2のとおりとする。

(継続従事期間の取扱い)

第15条 条例第10条に規定する継続従事期間の計算は、月数により行う。

2 継続従事期間に特定医師業務に従事しない期間がある場合は、従事を開始した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入する。こ

の場合において、特定医師業務に従事しなくなった日の属する月に再び特定医師業務への従事を開始したときは、その月を1月として計算し、前後の期間を通算する（別添3）。

（債務の当然免除）

第16条 条例第10条に規定する債務の当然免除における大学院進学、国内留学、海外留学の取扱いは、別添4のとおりとする。

2 前項の場合において、大学院進学、国内留学、海外留学を認める期間は、通算で4年以内とする。

（連帯保証人の変更）

第17条 修学生が規則第2条に規定する連帯保証人を変更するときは、連帯保証人変更申請書（取扱要領様式第9号）に、変更する連帯保証人に係る前年度の所得金額を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し又は市町村発行の所得証明書等。なお、法人の場合にあっては、法人税又は法人事業税の納税証明書等）を、連帯保証人が法人の場合にあっては、連帯保証に同意する旨が議決された取締役会、理事会等の議事録の写しを県に提出する。

2 地域枠医師が規則第2条に規定する連帯保証人を変更するときは、前項の書類に加え、変更する連帯保証人に係る印鑑証明書を県に提出する。

3 県は、連帯保証人変更申請書を受理したときは、連帯保証人変更承認（不承認）通知書により修学生若しくは地域枠医師に通知する。

（特定医師業務の中断）

第18条 地域枠医師は、条例第10条第1項第1号に規定する特定医師業務に従事できないときは、特定医師業務中断申出書（取扱要領様式第10号）を県に提出する。

2 県は、特定医師業務中断申出書を受理したときは、特定医師業務中断承認（不承認）通知書により地域枠医師に通知する。

（特定医師業務への復帰）

第19条 地域枠医師が条例第10条第1項第1号に規定する特定医師業務へ復帰するときは、特定医師業務復帰申出書（取扱要領様式第11号）を県に提出する。

2 県は、特定医師業務復帰申出書を受理したときは、特定医師業務復帰承認（不承認）通知書により地域枠医師に通知する。

（返還猶予事由の消滅）

第20条 規則第13条第2項に規定する返還猶予の事由が消滅したときは、地域枠医師は修学資金等返還猶予事由消滅申出書（取扱要領様式第12号）により県に提出する。

（書類の経由）

第21条 修学資金の貸付けを受ける者及び修学生は、この要領の規定による書類を県に提出するときは、大学を経由しなければならない。

（その他）

第22条 この要領に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和4年7月29日から施行する。

別添1（取扱要領第2条関係）

県内出身者の確認

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例で定める対象者であるか否かを確認するため、神奈川県と学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学、学校法人東海大学及び公立大学法人横浜市立大学（以下「大学」という。）では、次の方法により「県内出身者」であることを確認する。

1 確認方法

「県内出身者」であることを証する書類は次のア～エのいずれかとする。ただし、医学生がやむを得ない理由によりア～エを提出できない場合は、神奈川県が「県内出身者」であるか否かを確認する。

(1) 大学による確認

大学は、修学生となる意向がある医学生から「県内出身者」を証する次の書類が提出された場合は、「県内出身者」であるか否かを確認する。ただし、学校法人東海大学はエを除く。

「県内出身者」であることを証する書類

- ア 文部科学省指定の調査書
- イ 住民票
- ウ 住民票の除票
- エ 戸籍の附票

(2) 神奈川県による確認

神奈川県は、修学生となる意向がある医学生からの申出を受け、別に定める「神奈川県地域医療医師修学資金貸付金に係る県内出身者要件の確認における考え方について」に基づき、「県内出身者」であるか否かを確認し、確認結果を当該医学生及び大学に通知する。

2 その他

神奈川県と大学は、「県内出身者」の確認を円滑に行うにあたり、この他必要な調整をすることができる。

別添2（取扱要領第14条関係）

専門医取得の取扱い

（基本方針）

- 地域枠医師が自身の選択したキャリア形成プログラムに従って特定医師業務期間中に専門医を取得するための研修を行うことを可能とし、地域枠医師が専門医取得を希望する場合は、本人の意向、地域の実情等を考慮したうえで、相応しい専門医研修医療機関を指定する。

（専門医取得に係る研修として認める期間）

- 各診療科において専門医取得のために必要とする期間とする。

（専門研修プログラムに係る研修）

- 専門医研修病院の専門研修プログラムに、県外の医療機関での研修※1が含まれる場合、県外で研修した期間は条例第10条第2項により継続従事期間には算入しない（県外で研修した期間は義務年限を先に繰り延べる）こととし、さらに、県外での研修を認める期間は通算で1年以内とする（県外の医療機関での研修は1年までやむを得ない事由として認めることとする）。

※1 県外の医療機関での研修とは、その県外の医療機関が勤務地となる場合のことであり、勤務地は専門研修プログラムを作成した県内の病院であって、県外の医療機関に数日研修（出張）に行くような場合は含まない。

別添3（取扱要領第15条関係）

継続従事期間の計算例

継続従事期間：令和3年4月～令和11年3月の場合【9年間の場合】

専門医研修：令和5年4月～令和8年3月の場合【3年間の場合】

（県外：勤務地が県外の医療機関となる場合）

令和5年4月1日～令和6年3月31日 県内 （特定医師業務12月）

令和6年4月1日～令和6年9月30日 県外 6月

令和6年10月1日～令和7年1月31日 県内 （特定医師業務4月）

令和7年2月1日～令和7年7月15日 県外 5月

令和7年7月16日～令和7年12月31日 県内 （特定医師業務6月）

令和8年1月1日～令和8年1月18日 県外 0月

令和8年1月19日～令和8年3月31日 県内 （特定医師業務3月）

※ 特定医師業務は25月（2年1月）、義務年限を繰り延べる期間は11月

別添4（取扱要領第16条関係）

大学院進学、国内留学、海外留学に関する債務の当然免除

		特定医師業務	債務返還 の取扱い	研究等で特定医師業務 に従事しない場合
大学院への 進学	ア	従事する	免除の対象	原則、免除の対象外
	イ	従事しない	免除の対象外	
国内留学	ア	従事する	免除の対象	原則、免除の対象外
	イ	従事しない	免除の対象外	
海外留学	ア	従事しない	免除の対象外	

口座振込申出書

※ 「銀行口座」、「ゆうちょ銀行口座（振込用）」のいずれかに記入してください（口座名義人は修学生本人としてください）。

【銀行口座】

金融機関	銀行		支店								
預金種別	1. 普通	2. 当座	口座番号								
フリガナ											
口座名義人											

【ゆうちょ銀行口座（振込用）】

店名（店番号）											
預金種別	1. 普通	2. 当座	口座番号								
フリガナ											
口座名義人											

上記の私の口座への振込みを申し出ます。

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

指定診療科意向状況確認調書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

指定診療科の指定にあたり、次のとおり意向があります。

診療科名	
志望理由	
その他	

備考1 指定診療科は臨床研修を修了するまでに決定しますが、現時点での意向を記載してください。

2 「診療科名」の欄は、条例第2条第1号に規定する地域医療関連診療科の中から1つを選択して記載してください。

3 「志望理由」の欄は、その診療科を選択した理由を記載してください。

4 その他、指定診療科の指定にあたり意見がある場合は、「その他」欄に記載してください。

指定診療科意向状況確認意見書

年 月 日

神奈川県知事 殿

大学学長

指定診療科の意向について、次のとおり意見を述べます。

修学生氏名	
診療科名	
意見	
その他	

- 備考1 「診療科名」の欄は、条例第2条第1号に規定する地域医療関連診療科の中から1つを選択して記載してください。
- 2 「意見」の欄は、その診療科とした理由を、本人の特性（希望、能力、適性）を含めて記載してください。
- 3 その他、指定診療科の指定にあたり意見がある場合は、「その他」欄に記載してください。

指定診療科意向状況確認結果通知書

年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第2条第5号に規定する、あなたの指定診療科の意向について、次のとおり確認しましたので通知します。

修 学 生 番 号	
面 接 日	
面 接 場 所	
指 定 診 療 科 (意向確認結果)	

指定診療科意向調書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

指定診療科の指定にあたり、次のとおり意向があります。

診療科名	
志望理由	
その他	

- 備考1 「診療科名」の欄は、条例第2条第1号に規定する地域医療関連診療科の中から1つを選択して記載してください。
- 2 「志望理由」の欄は、その診療科を選択した理由を記載してください。
- 3 その他、指定診療科の指定にあたり意見がある場合は、「その他」欄に記載してください。

指定診療科決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第2条第5号に規定する、あなたの指定診療科について、次のとおり決定しましたので通知します。

修学生番号	
指定診療科	

指定医療機関意向調書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

年4月1日から勤務する医療機関の指定にあたり、次のとおり意向があります。

指 定 を 希 望 す る 医 療 機 関	第1希望	医療機関名：
	第2希望	医療機関名：
	第3希望	医療機関名：
備 考		

※ 専門研修を希望する場合は、「備考」の欄に「専門研修を希望する」と記入してください。

指定医療機関決定通知書

年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例第2条第3号に規定する、あなたの指定医療機関について、次のとおり決定しましたので通知します。

修学生番号	
指 定 医 療 機 関	
指定診療科	

連帯保証人変更申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

次のとおり申し出ます。

新 旧 の 別	新	旧
ふ り が な 氏 名	⑩	
修 学 生 と の 関 係		
生 年 月 日	年 月 日生	年 月 日生
住 所	〒	〒
電 話 番 号		
勤 務 先 等	名 称	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
年 収 (税 込 み 額)	円	円
そ の 他 重 要 な 事 項		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

備考 連帯保証人が法人の場合は、氏名の欄に名称及び代表者の氏名を、住所の欄及び電話番号の欄に主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。生年月日の欄、勤務先等の欄及び年収の欄の記載は必要ありません。

特定医師業務中断申出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

次のとおり申し出ます。

特定医師業務 中 断 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
特定医師業務 中 断 理 由	

備考1 中断理由を証する書類（診断書、罹災証明書等）を添付してください。

2 中断期間が明確でない場合は、概ね特定し業務に復帰できる日付を記載してください。

特定医師業務復帰申出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

次のとおり申し出ます。

特定医師業務 中 断 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
特定医師業務 復 帰 理 由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

施設（所属団体）の長の職及び氏名



修学資金等返還猶予事由消滅申出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

氏 名

次のとおり申し出ます。

返 還 猶 予 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
返 還 猶 予 消 滅 理 由	